## 新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年8月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		後	5	<b>別表第 1</b> (病院		前
市区町村名(略)	病院の名称	所 在 地		市区町村名 (略)	病院の名称	所 在 地
長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち <u>介護老人保健施設</u> 葵の園・長岡	(略) 長岡市泉 1 - 7 -24 <u>長岡市新保町字</u> <u>横山882-1</u>		長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち	(略) 長岡市泉 1 - 7 -24
(略)	1			(略)		

附則

この規程は、公布の日から施行する。